

社会福祉法人聖徳会 クリニックいわた

むりょうていがくしんりょうじぎょう

無料低額診療事業

経済的理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料または低額で診療を行う事業です。（社会福祉法第2条3項）

【減額・免除対象者】

生活が困難なため、医療を受けられない方

ご家族・給与や年金・生活費用・生活援助などの『生活状況』を伺った後、減額・免除の可否を決定します。

【減額・免除対象者の例】

- 生活保護法の保護を必要とする状態だが、現にその保護を受けていない方
- 市町村民税が非課税世帯の方（世帯の非課税証明書をご用意ください）
- 世帯の年間所得が生活保護法の最低生活費に1.5を乗じた額に満たない方（10%から減額）
- ホームレス・DV被害者・外国人、その他生活が困難なため医療費の支払いができない方
など

【症状・疾患】

頭痛、腹痛、下痢、咳、アレルギー疾患、
高血圧、脂質異常、認知症、不安、不眠、うつ など

当院で可能な範囲の検査・処置・投薬などの治療を行います。

以前他の医療機関で治療を受けていた方は、病歴やお薬の内容をお伝えください。

また、減額・免除対象者となる方でも、症状や疾患によって他の専門医の診療が必要となる場合や当院のお薬だけでは治療が難しい場合は、他の専門医の診療代や薬局の薬代などの医療費が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご相談内容については個人情報厳守します。ご相談内容に応じて無料低額診療事業以外の、社会保障制度の手続きをお勧めする場合があります。

社会福祉法人聖徳会 **クリニックいわた**
TEL072-337-8821

〒580-0043 大阪府松原市阿保 3-4-31

診療科 内科、精神科、リハビリテーション科

診察日 月～金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00

（休診日 土・日・祝日・年末年始）

